

令和4年(2022年)10月7日
子ども文教委員会資料
子ども教育部子ども・教育政策課

第1期中野区子どもの権利委員会の中間答申について

第1期中野区子どもの権利委員会において、令和4年6月11日から区長の諮問に応じ、子どもに関する取組を推進するための基本となる計画(以下「推進計画」という。)に盛り込むべき理念及び取組等に関することについて、必要な事項を調査審議してきた。

この度、計4回の委員会での調査審議を経て、令和4年8月30日に中間答申を受けたので、以下のとおり報告する。

1 中間答申

別紙のとおり

2 今後の予定

中間答申を踏まえ、推進計画を含む中野区子ども総合計画の策定に向けた検討を進めていく。

また、第1期中野区子どもの権利委員会への諮問事項である「子どもの権利の保障の状況に関すること」及び「推進計画及び子どもに関する取組の検証、改善等の提言に関すること」については、残りの任期の中で引き続き調査審議を行う。

子どもに関する取組を推進するための基本となる計画に盛り
込むべき理念及び取組等に関することについて(中間答申)

令和4年(2022年)8月

第1期中野区子どもの権利委員会

はじめに ～中間答申にあたって

区は、区に関わるすべての人が子どもの権利を尊重する意識を持ち、それぞれの生活や活動に生かすことにより、「児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」といいます。）」を実現する子どもにやさしいまちづくりを推進するため、本年3月に「中野区子どもの権利に関する条例」（以下「条例」といいます。）を制定し、同年4月1日に施行されました。

当委員会は、条例第22条第2項の規定に基づき、子どもに関する取組を推進するための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）及び子どもに関する取組を検証するため、区長の附属機関として設置され、同年6月11日に中野区長から諮問を受け、審議を進めてきました。

当委員会に諮問された事項は、(1)子どもの権利の保障の状況に関すること、(2)推進計画及び子どもに関する取組の検証、改善等に関すること、(3)推進計画に盛り込むべき理念及び取組等に関すること、以上の3点です。区において、令和4年度に推進計画を策定し、推進計画に基づき、子どもの権利保障に関する取組の具体化を進めていくことが予定されています。このため、6月から8月にかけて、4回の委員会を開催し、(3)推進計画に盛り込むべき理念及び取組等に関すること、に重点を置き審議を行いました。

専門的な知見を持つ委員や、地域において様々な立場で子どもたちとの関わり合いを持つ委員などが、それぞれの立場で把握している子どもの現状や課題を共有するとともに、すでに行われた「中野区子どもと子育て家庭の実態調査」（令和元年（2019年）8月実施）の結果および「条例制定に係り聴取した子どもの意見」（令和3年（2021年）3月～11月実施）を踏まえ、条例に基づく子どもの権利保障に関する取組を進めていくにあたり、何が必要になるのかを審議し、この間の審議結果を中間答申として取りまとめました。

そのような審議を進めている最中である6月15日に、「こども基本法」と「こども家庭庁設置法」が国会で可決、成立しました。1994年に日本が「子どもの権利条約」を批准してから28年たち、ようやく子どもの権利を規定する基本法が成立をみたということは、子どもの権利をめぐる国内状況として、念願の大きな一歩です。

こども基本法においては、条約の精神にのっとりこども施策に取り組むことが宣言され（こども基本法第一条）、条約に掲げられた一般原則〔第2条：差別の禁止、第3

条：子どもの最善の利益、第6条：生命・生存・発達に対する権利、第12条：子どもの意見の尊重〕が基本理念として位置づけられました(同法第三条)。とりわけ、子どもの意見表明・参加については、「自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」(同法第三条第三項)とされ、国及び地方公共団体の責務として、子ども施策を策定・実施・評価するにあたっては、子ども施策の対象である子ども自身の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないことが示されています(同法第十一条)。

中野区は、こうした国の動きより少し先んじて、区独自に条約の精神にのっとり「条例」を制定し、子どもの意見を反映させた子ども施策の策定・実施・評価を行うために、当委員会を設置しました。当委員会の取組を進めていくにあたっては、丁寧に子どもたちの声を聴き取っていく必要性を委員会として確認しています。

この中間答申の取りまとめにあたっては、条例の制定過程において行った、アンケート調査や出前授業、ワークショップなど様々な形式によって聴取された多くの子どもの意見に加えて、SDGs が目指す「誰一人取り残さない」という観点から、これまでの意見聴取の中で十分に聴くことができなかった子どもの声がないかを検証し、児童養護施設に入所している子どもや里親家庭で暮らす子ども、あるいは、乳幼児や不登校、LGBTQ、ヤングケアラー、障害、外国にルーツのある子どもなどの意見を聴くことを委員会として確認し、委員が出向いて、可能な限り意見聴取を行い、現時点で聴取できた意見を反映させています。

この中間答申は、区の推進計画に反映されることを念頭に置っていますが、それ以外にも、区の取組を進めていく中で重要となる考え方や個別事業の展開に関わるものも多く盛り込んでいます。この答申が、区全体の子どもの権利の保障に向けた取組に十分に生かされ、子どもにやさしいまちを実現するための一助となることを希望します。

「条例」が「絵に描いた餅」にならないように、常に子どもの権利の視点から、引き続き、当委員会は、諮問されている事項を踏まえ、子どもの権利の保障の状況、あるいは、推進計画及び子どもに関する取組の検証、改善等について、審議を進めてまいります。

令和4年(2022年)8月30日
第1期中野区子どもの権利委員会
会長 内田 塔子

<目次>

1	現状と課題	1
2	子どもの権利保障の基本となる考え方	7
3	取組の方向性	10
4	推進体制及び取組の評価・検証	17

<付属資料>

付属資料1	第1期中野区子どもの権利委員会への諮問について
付属資料2	中野区子どもの権利に関する条例
付属資料3	中野区子どもの権利に関する条例施行規則
付属資料4	第1期中野区子どもの権利委員会委員名簿
付属資料5	第1期中野区子どもの権利委員会の開催状況(中間答申提出まで)
付属資料6	子どもへの意見聴取実施結果【概要】
付属資料7	中野区子どもの権利に関する条例と中間答申との対応表

1 現状と課題

当委員会では、区長から諮問された、子どもに関する取組を推進するための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）に盛り込むべき理念及び取組等に関することについて検討を行うにあたり、各委員がそれぞれの立場で把握している子どもを取り巻く現状や課題について、令和元年（2019年）に実施した「中野区子どもと子育て家庭の実態調査」（以下「実態調査」といいます。）や区内の子どもへの意見聴取の実施結果等を踏まえ、以下のとおり整理しました。

(1) 子どもを取り巻く現状について

① 子どもの権利の普及・啓発〔子ども・保護者〕

【子どもの権利に関する情報にアクセスしにくいこと】

- 委員会の中では、「リーフレットやチラシを配布されても見ない子どもや保護者もいるので、もっと子どもが知る機会が増えると良い」、「子どもはタブレットをよく利用しているので、タブレットやアプリを活用して子どもが関心を持つような仕組みを作り、子どもの権利を伝えることができる」と良い、「子どもへの啓発も重要だが、大人自身が子どもの権利を学ぶ機会も必要である」といった意見がありました。

② 子どもの意見表明・参加

【子どもの意見を聴き、学校づくり・まちづくりに活かしていく機会の欠如】

- 「実態調査」では、小学4年生～6年生と中学1年生～3年生の合計7,500人に調査が実施され、小学生1,075人、中学生942人が回答しました。調査の中で、区に要望したいことに関する自由記述では、学校・図書館・体育館・道路・公園等の公共施設に関するものから、学校生活や生活環境全般に関するものまで、多様な意見が寄せられました。特に、学校生活に関する意見は多く、具体的には、学校の校則（筆箱の種類・シャープペンシル使用禁止・制服・靴や靴下の色指定・くるぶしソックス禁止・ツープロック禁止・自転車通学禁止・置き勉禁止等）に対して多くの意見が出されている他、学校の施設設備について、学校間格差を指摘する意見が多く寄せられていました（トイレをきれいにしてほしい、体育館にエアコンを設置してほしい、プールの更衣室が狭くて汚い、屋外のプールが汚い、電子黒板を導入してほしい、バリアフリー化を進めてほしい等）。

しかし、そのような子どもの意見を聴き、話し合って改善していく機会がほとんどないという現状が見て取れました。

- 委員会の中では、「就学前の子どもも十分に意見や思いを持っている」「積極的に発言できる子ども、そうでない子ども、先生になら話せる子ども、スクールカウンセラーや養護教諭になら話せる子どもなど、様々な子どもがいるので、意見を聴く場合は聴き方の選択肢を増やした方が良い」

「子どもの本音を引き出すためには、大人が子どもの声を聴くことについて理解を深めることも重要である」といった意見がありました。

③ 子どもの居場所・活動

- 区内の子どもへの意見聴取において、「何をしているときが一番楽しいか」を聞いたところ、「友達と遊んでいるとき、話しているとき」や「自分の趣味の時間」という回答が多くありました。
- 実態調査では、平日の放課後に「一人である」ことが一番多い子どもの割合は、小学生で10.3%、中学生で14.3%いるという結果でした。
- 中野区は、人口が高度に密集しており、子ども一人当たりの面積が狭いという現状があります。実態調査において、満足度の高い回答としては「図書館など本に親しめる場所」や「近所のお祭りや商店街のイベント」などがあげられていました。一方で、「のびのびと過ごせる自然」、「遊べる公園の遊具」、「屋内で遊べる施設」、「利用しやすい公園の設備（トイレなど）」については、不満と回答した子どもが多く、特に公園の遊具については31.6%、公園の設備（トイレなど）については46.4%が不満に感じているという結果でした。
- 実態調査では、自分専用の勉強机を欲しいが持っていない子どもが、小学生で21.1%、中学生で10.5%いました。これについては、自由記述においても「集中して勉強ができる場所」「自習や友達と勉強ができるスペース」を求める意見が多くありました。
- 実態調査では、放課後の子どもの居場所になり、子どもが自由に集まり、活動できる場所については、65.4%が「非常に興味がある」「興味がある」「やや興味がある」と回答し、子どもが自分で考え、自分で工夫し、自分の好きな遊びをすることができる場所（プレーパーク等）については、76.7%が「非常に興味がある」「興味がある」「やや興味がある」と回答しており、どちらも高い関心がありました。

実態調査や区内の子どもへの意見聴取で挙げられた具体的な意見は以下のとおりです。

【公園】

- ・公園の数を増やしてほしい（多数）

【トイレ等の設備の問題】

- ・「トイレが汚くて使いたくても使えない」「トイレットペーパーがない」「ウォシュレットにしてほしい」「男性トイレが丸見えで不快」「水飲み場を直してほしい」「夜は暗く怖くて使えないので照明を付けてほしい」等

【遊具等の不足】

- ・遊具を増やしてほしい（「シーソー」「長いすべり台」「アスレチック」等）
- ・「スケートボードやローラースケート等ができる公園」

〔ボールが使えないこと〕

- ・ボール（サッカー・野球・バスケットボール・テニス）を使用できる公園がほしい（多数）

〔自然・緑が少ないこと〕

- ・自然が豊かな公園がほしい（多数）

〔その他〕

- ・「灰皿のない公園」「無料で使える駐輪場を増やしてほしい」「ドッグランをつくってほしい」「BBQ ができる公園」「花火ができる公園」等

【屋内で遊んだり活動したりできる施設がほしい】

- ・雨でも室内で身体を動かしたり遊んだりできる施設（「ボルダリング」「トランポリン」「アスレチック」「バスケットボール」「バドミントン」「ボードゲーム」「ゲーム」ができる場所等）
- ・ドラムなどの楽器を演奏できる場所
- ・科学技術や AI 体験できる場所
- ・中高校生が遊べる場所、小学生から高校生まで使える場所
- ・子どもだけで集まって話し合ったり相談し合ったりできる安全な場所
- ・ゆっくりおしゃべりできる場所
- ・親がいなくても 1 人でも過ごせる個室がある場所
- ・友達と飲食できるカフェスペースのある場所
- ・本を読んだり、勉強したりできる静かなスペースがある場所
- ・海外の方と交流できるような場所
- ・トレーニングジムがある場所
- ・23 時まで子どもが安心していられる場所 等

【自習スペース】

- ・勉強できるスペースがあれば毎日でも通いたい

【図書館】

- ・図書館を増やしてほしい
- ・蔵書を増やしてほしい、本を充実させてほしい、漫画も置いてほしい
- ・自習スペースがほしい
- ・オススメの本を紹介してほしい
- ・図書館で探している本と一緒に探してほしい

【児童館】

- ・休館日を減らしてほしい
- ・つぶさないでほしい
- ・利用日時を増やしてほしい

【体育館】

- ・自由に使える体育館を増やしてほしい
- ・曜日ごとにできることが決まっていて自由に使えず使いづらい

【プール】

- ・プールを増やしてほしい

【その他】

- ・科学館のような学べる施設

- 委員会の中では、「子どもは、場面が違えば良さを発揮できるということがある。それぞれの場所で見せる顔は違うので、様々な居場所があって選択できると良い」、「子どもが持っている個性や性質を認めてあげる環境がもっと必要だと思う」、「町会・自治会や子ども食堂、プレーパーク、コミュニティ・スクールなどを全部含めて一つにつなげることができれば素晴らしい」といった意見がありました。

④ 子どもの悩みと相談

【いじめ経験・学校に行きたくないと思った経験】

- 実態調査では、いじめられた経験が「よくあった」「時々あった」子どもは、小学生で14.7%、中学生で9.2%でした。また、学校に行きたくないと思った経験が「よくあった」「時々あった」子どもは、小学生で43.4%、中学生で41.8%でした。

【相談する相手】

- 区内の子どもへの意見聴取において、「困っているとき、悩んでいるときはどうしているか」を聞いたところ、「友達や家族に相談する」や「インターネットで解決方法を調べる」という回答が多くありました。
- 実態調査では、相談する相手として、最も高い回答だった家族（親）について、「よく話す」「時々話す」割合は、小学生で80.5%、中学生で76.5%で、「あまり話さない」「全然話さない」割合は、小学生で17.2%、中学生で21.9%でした。次に高い回答だった友だちについて、「よく話す」「時々話す」割合は、小学生で65.3%、中学生で72.1%で、「あまり話さない」「全然話さない」割合は、小学生で29.2%、中学生で24.6%でした。

【相談できる場所へのニーズ】

- 実態調査においては、困ったことがある場合、小学生の16.1%、中学生の17.3%が「(学校以外で)進路や勉強、家族のことなど何でも相談できる場所」を「使ってみたい」と回答しています。「興味がある」を合わせると、小学生の42.3%、中学生の46.2%が利用したいという意向を示しています。
- 委員会の中では、「相談できる人が全くおらず、どこにもつながること

ができていない子どもが一定数おり、心配である。選択肢を増やしてどこかに子どもがつながれると良い」、「ジェンダーへの違和感を抱える子どもについては、LGBTQなどメディア等で取り上げられる機会も増えたことで、気づく年齢が低くなっているのではないか。気づく子どもも増えている実感があるので、それに合わせた環境整備も必要ではないか」といった意見がありました。

⑤ 子ども・子育て家庭が抱える困難

【自分や自分の将来を肯定的に捉えられない子どもが一定数いること】

- 子どもが自分を肯定し、自分に自信を持って、また自分が大切にされていると感じながら生きていけるということは、とても大切なことです。こうしたことを実態調査からピックアップしてみると、「自分は価値のある人間だと思う」という設問に「あまり思わない」、「思わない」と答えた子どもは小学生で30.1%、中学生で34.6%、「自分のことが好きだ」という設問に「あまり思わない」、「思わない」と答えた子どもは小学生で28.7%、中学生で37.1%に上ります。また、「自分の将来が楽しみだ」という設問に、「あまり思わない」、「思わない」と答えた子どもは、小学生で22.5%、中学生で33.2%おり、さらに、「孤独を感じる」と回答した子どもは、小中学生それぞれ30%程度ずついることがわかりました。今の自分、将来の自分に自信を持てない子どもの姿が見えてきます。

【子育て家庭の経済的困難】

- 区内の子育て家庭の中には、経済的な困窮など生活に困難を抱えている家庭があります。その割合は、生活困難層が全体の12%程度（困窮層が4%程度、周辺層が8%程度）に上ることがわかりました。食料や衣類を買えなかった経験を持つ子育て家庭が存在することにも留意する必要があります。

【相談する相手がいないこと(保護者)】

- 児童相談所における児童虐待相談対応件数は毎年増加しており、区内の状況も例外ではありません。また、困ったときに、相談する相手がいない保護者が一定数いることにも留意する必要があります。委員会の中でも、「もともと中野に単身で住んでおり、家庭を持った後もそのまま区に住み続ける方が増えている。そうした中で、両親や頼れる人が近くにおらず、産後うつになってしまう方もいると聞いている」、「新型コロナウイルスの感染拡大による在宅勤務によって、保護者が家にいる状況が増えたが、中野区は外で過ごせる場所が限られている。いつでもどこでもいられる場所がないというのは課題である」といった意見がありました。

(2) 子どもの権利保障の取組を進めていく上での課題

① 子どもの権利に関する理解促進

- 条例及び条例に基づく仕組みが活用され、区において子どもの権利保障の取組を推進するためには、子どもも大人も、条例について知り、子どもの権利について理解を深める必要があります。

- 一般的に、例えば子どもに関する相談窓口の周知など、子どもや大人へ向けた広報啓発を行う際は、リーフレットやチラシを配布することが多いですが、リーフレット等を配布しても、目を通さない子どもや保護者もいるのが現状です。このため、子どもの年齢や立場に応じた効果的な広報（ホームページ・SNS・アプリ他）や、様々な機会や媒体を利用した普及啓発の取組を行うことが重要です。

② 子どもの意見表明・参加の促進

- 子どもは、家庭、学校、地域、区政など、日常のあらゆる場面で、子どもに関係する事柄について、自由に意見を表明する機会が保障されなければなりません。しかし、実態調査で明らかになったように、子どもには、多くの意見があるにもかかわらず、そもそも意見を言って良いことを知らなかったり、言わずに我慢してしまったりする子どもが多い状況です。また、思いはあっても、なかなか思うように言葉にならない子ども、対面で話すのが苦手な子どももいます。
- このため、家庭、学校、地域、区政などのあらゆる場面において、様々な特徴を持った子どもが様々な方法で多様な意見を表明し、積極的に参加できるよう、その仕組みづくりや取組を行う必要があります。

③ 子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験の充実

- 子どもにとって、ただ居ることによって安心できる場所や、それぞれが大事に思える場所があることは何よりも大切なことです。また、子どもの居場所が整えられ、子どもが休んだり、遊んだり、一人でまたは集まって活動したり、様々な考え方や文化を経験できたりすることが保障されなければなりません。
- 一般的に、子どもの過ごす時間は、家庭と学校が多くを占める場合が多いですが、それ以外にも、子どもが自分の良さを発揮できたり、持っている個性や性質を認めてあげたりすることができるような居場所の存在は、非常に重要です。
- このため、子どもがほっとできる居場所や、学びや遊び、体験ができる環境の整備を早急に進めていく必要があります。

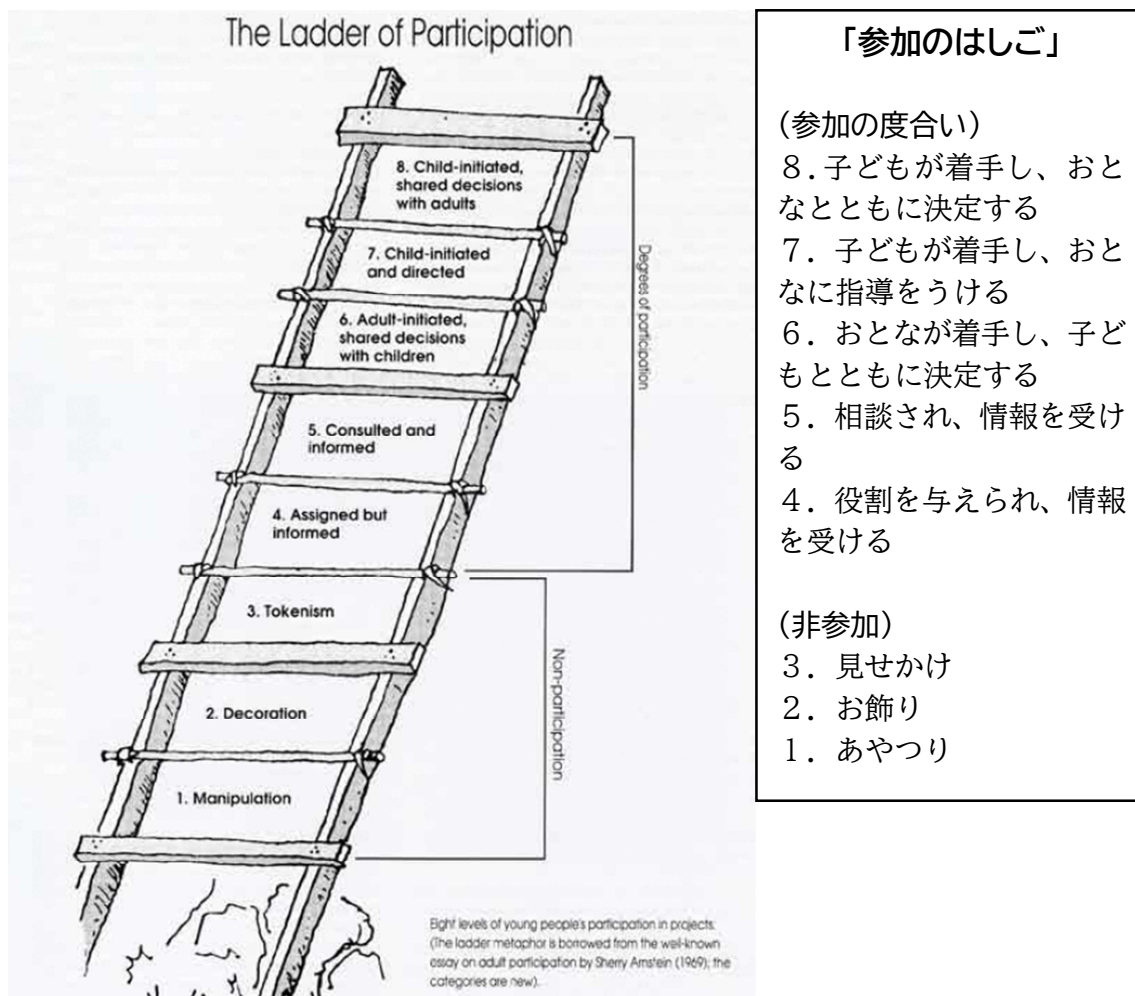
④ 子どもの権利侵害の防止、相談・救済

- いじめや不登校、児童虐待などにより、子どもの権利が侵害されることがあってはなりません。しかし、そうした権利侵害時に、相談できる人が身近にいない子どもがいます。
- 子どもの権利が侵害されたり、その恐れがある場合に、これを適切に解決する相談・救済の仕組みは必要不可欠です。また、仕組みがあっても、地域における関係の希薄化など、様々な要因から、必要な支援につなげることができていない子どもや保護者がいるのが現状です。
- このため、子どもの権利侵害の防止や、子どもや保護者が安心して相談・救済を求めることができる体制の整備を進めていくことが必要です。

2 子どもの権利保障の基本となる考え方

当委員会では、子どもを取り巻く現状と課題等を踏まえ、子どもの権利を基盤にした取組を進めていく上での基本となる考え方について、以下のとおり整理しました。

- 子どもは権利の主体であり、生まれながらにして幸せに生きるための権利を有しています。この権利は当然に全ての子どもが持っているものであり、それぞれの子どもの背景や個性等によって制限されてはならないものです。誰一人取り残すことなく、子ども一人ひとりの意見や言葉にならない思いを尊重する必要があります。
- 子どもは、一人の区民であると同時に、子どもにやさしいまちをつくるためのパートナーであることから、子どもに関する様々な取組への子どもの参加の機会を確保し、子どもの意見を施策の推進や施設の運営に反映していくことが必要不可欠です。子どもの参加は、施策や施設が子どもの最善の利益を確保するものになるだけでなく、子どもの意見が尊重され、反映されていく経験が、子どもの自己肯定感や自己効力感、主体的にまちづくりに関わる意識（主権者）につながっていきます。
- 子どもの参加は、一時的に、また形式的にその機会を用意するだけでは保障したことになりません。子どもの参加にあたっては、必要な情報を事前に子どもに分かりやすい表現で共有すること、子どもが自発的に参加していること、子どもが意見表明しやすい環境を整えること、子どもの意見をその後どのように反映させたか子どもにフィードバックすることなどを、子どもに関わるあらゆる場面で日常的に保障していく仕組みを用意する必要があります。
- アメリカの心理学者ロジャー・ハートが提唱した「参加のはしご」の考え方では、子どもが社会に参加する段階を8つに分け、「あやつり」「お飾り」「見せかけ」の参加はそもそも参加ではなく、4段目の「役割を与えられ情報を受ける」からが参加であり、段を上がるごとに子どもの参加の度合いが高まり、8段目は「子どもが着手し、おとなとともに決定する」とされています。これは常に8段目で子ども参加を実践しなければならないということではなく、状況に応じて適切に参加のあり方を選択していく考えが重要です。



(引用)

Hart, R. (1992), *Children's Participation : from Tokenism to Citizenship*, Florence, UNICEF Innocenti Research Centre

- 子どもの権利条約第12条¹は、年齢を制限する考え方ではなく、まだ言葉で自分の思いを表現できない年齢の子どもであっても、表情や身振りなどを通じて、自分の気持ちや考え、望みを大人に伝えていることを前提としています。したがって、子どもの年齢を問わず、言葉で表現される意見の他、言葉では表現されない子どもの気持ちや考え、望みも合わせて、子どもの表情や身振り、遊びなどの非言語的コミュニケーションを通じて尊重していくことが重要です。
- 子どもの権利を保障していくときに、保護者自身に余裕がなく、負担や悩みを感じているような場合には、まずその保護者の負担や悩みを軽減する手立

¹子どもの権利条約第12条：第1項「締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される。」

第2項「この目的のため、子どもは、とくに、国内法の手続規則と一致する方法で、自己に影響を与えるいかなる司法的および行政的手続においても、直接にまたは代理人もしくは適当な団体を通じて聴聞される機会を与えられる。」(国際教育法研究会訳)

ても併せて考えていく必要があります。学校の教職員や施設職員など、子どもと関わる専門職が負担や悩みを抱えている場合も同様です。子どもの権利を保障していくためには、保護者をはじめ、子どもと関わる周囲の大人の負担感や悩みを軽減するような手立ても併せて講じていくことが、子どもにやさしいまち、ひいては誰にとってもやさしいまちをつくることにつながると考えます。

- 子どもの権利を実質的に保障するために、子どもの状況を把握し、モニタリングし、評価していく必要があります。その際には、定量的、数値的な評価だけでなく、定性的、記述的な評価も併せて行い、誰一人取り残すことなく、全ての子どもの状況を把握し、必要な改善につなげることができる仕組みとすることが重要です。
- 子どもの権利条約を実現する子どもにやさしいまちは、誰にとってもやさしいまちです。これは、平成27年（2015年）に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）が目指す「誰一人取り残さない社会の実現」と同じ方向を見据えているものです。地域には子どもやその保護者だけでなく、すでに子育てを終えた人、身近に子どもがいない人など、様々な人が生活しています。誰にとってもやさしい中野をつくっていくために、様々な世代、立場を超えた交流や対話を積み重ね、相互理解を深めて共に考えていくことが重要になります。

3 取組の方向性

当委員会では、子どもを取り巻く現状と課題等を踏まえ、子どもの権利保障の取組の方向性について、以下のとおり整理しました。

(1) 子どもの権利に関する理解促進

① 子どもの権利の普及啓発

- 子どもへの普及啓発について、子どもの興味・関心を引くような動画の作成が効果的であると考えます。作成にあたっては、中野らしく、親しみやすいもので、気軽に見られる短い動画を作成するなどの工夫が必要です。そのために、どのような内容なら興味があるか、どのような方法で広報すると伝わりやすいか、子どもに意見を聴きながら考えていく必要があります。
- 外国にルーツのある子どもについては、母国語での情報発信も重要になります。
- パネルやポスター展示は、誰もが目にすることができ、効果的であると考えます。また、町会が実施するウォークラリーで子どもの権利をテーマにするなど、地域の活動と連携した啓発を行うことが効果的であると考えます。
- 大人への啓発を行う際は、例えば、保護者がプレッシャーを感じることがないように、伝え方を工夫する必要があります。子育てに悩んでいる場合も想定し、相談できる場所を同時に案内するなどの工夫が求められます。

② 子どもの権利に関する学習の充実

- 子どもが1日のうちで多くの時間を過ごす学校や子どもの居場所等で、子どもの権利について学習する機会を設けることは、とても効果的です。そこで、子どもが興味を持って学べる子どもの権利に関する学習教材を、子どもの意見を聴きながら作成することを検討していくなど、子どもの権利に関する学習の充実をはかっていくことが重要です。
- 子どもの権利に関する学習内容を、家庭内で共有することも重要です。「学んだ内容を家族に話してみよう」、「家族みんなで考えてみよう」といったやり方で、子どもが親に権利のことについて話したり、親と子どもが権利について話し合ったりすることにより、子どもも家族も、子どもの権利について考え、理解するきっかけとなることが期待できます。
- 子どもの権利についての理解を広めていく役割も担う「中野区子どもの権利救済委員」と連携して、学校や子ども関連の施設をはじめ、子どもが多くの時間を過ごす場所で、参加する子どもに対して、出前授業等を実施することも効果的であると考えます。
- 子どもの権利を学習する対象に、就学前の子どもも含めることが重要です。その際は、就学前の子どもにとって分かりやすい方法と内容で伝え

ていくことが必要です。

- 学校の教職員や施設職員等の子どもと関わる専門職や、子ども支援・子育て支援団体等に関わる大人に対して、子どもの権利を学習する機会をつくっていくことも重要です。

③ 中野区子どもの権利の日²に併せた普及啓発

- 子どもの権利の日では、区民全体で子どもの権利について話し合えるような機会を作ったり、子育て関連団体がつながることができるイベントを併せて開催したりするなど、区民参加型で普及啓発を行うことが効果的であると考えます。
- 子どもの権利の日がある１１月は児童虐待防止月間でもあるため、これと併せて集中的に普及啓発を行い、「１１月は区全体で子どもの権利を考える」という機運を醸成することが効果的であると考えます。

(2) 子どもの意見表明・参加の促進

① 子どもの意見表明・参加の仕組みづくり

- 子どもには、家庭、学校、地域、区政など、日常のあらゆる場面で、子どもに関係する事柄について、意見を表明し尊重される権利があります。実態調査や区内の子どもへの意見聴取の実施結果で出された子どもの意見をもとに話し合う機会を確保するために、学校をはじめ、公園や図書館などの公共施設、中野区において、既存の意見表明・参加の仕組みを子どもの権利の視点から見直すとともに、意見表明・参加の仕組みを持たない場合は、利用する子どもたちの意見が日常的に集約され、反映されていく仕組みを新たにつくる必要があります。
- 区政への提案や、区の計画策定等における区民意見交換会は、子どもの参加を排除するものではありません。これらに対する子どもの参加を促進するとともに、子どもに分かりやすい情報提供・情報発信を行う必要があります。
- 子ども自身が意見を言うことが困難な場合を想定して、子どもの意見を代弁し、意見表明・参加を支援するために、子どもの権利救済委員の活用他、ファシリテーターを活用していくことも必要です。
- 行政や地域の取組の中で子どもの意見表明・参加の機会を増やすためには、意見聴取の機会の設定の仕方や聴取の方法など、子ども参加に関する実践的な手引きやマニュアルを作成することが有効です。作成にあたっては、専門的な知見を有する学識経験者や団体の協力を得て作成することが望ましいと考えます。
- 里親家庭や社会的養護関連の施設で生活している、またはその経験の

²中野区子ども権利の日：条例第８条において、１１月２０日（国際連合総会において子どもの権利条約が採択された日）を「中野区子どもの権利の日」と定め、子どもの権利についての区民の理解と関心を深めるためにふさわしい事業を行うこととしている。

ある子どもの意見表明の仕組みをつくることは、社会的に声をあげにくい立場である子どもの権利を保障するという意味で重要な意味を持つことから、行政の積極的な関わりが望まれます。

- 意見聴取の仕組みが適切に機能しているかをモニタリングし、評価することも大切です。意見聴取という定性的な状況把握だけでなく、定期的な実態調査を行うことで、定性的、定量的な評価を行い、子ども目線での改善を継続して行う必要があります。

② 子どもの意見表明・参加の機会の確保

- 意見表明の機会は、機会そのものが創出されると同時に、その存在や方法が子どもに認知されなければ、機会が確保されたことになりません。そこで、様々な機会を捉えた子どもへの周知広報を行うことが大切であると考えます。
- 障害や外国にルーツのある子ども、LGBTQの子どもなど、地域には多様な個性や背景を有する子どもや、意見を言えない、言いづらい、緊張してしまう子どもがいます。声をあげることができない、あげにくい子どもの意見や思いを受け止めるために、対面、アンケート、WEB（オンライン）、SNSなど幅広い方法を活用し、誰一人取り残すことなく、意見を受け止める機会を確保する必要があります。

③ 子ども会議の開催

- 子ども会議は、条例第14条に基づき区の子どもに関する計画や子どもが必要だと思うことについて意見をまとめ、区長に提出することができる会議であり、子どもの意見表明の重要な機会の一つです。
- 子ども会議への参加にあたっては、一部の子どものみに参加者が偏らないよう、多様な参加者を受け入れる環境を整えるとともに、子どもが参加しやすい、参加したいと感じる仕組みをつくることが大切です。
- 行政は、子ども会議で行われた活動や議論または提出された意見を、まちづくりのパートナーである子どもの意見として尊重する必要があります。子ども会議の議論や意見をどのように受け止め、どう反映させたかを子どもに分かりやすい形でフィードバックすることで子どもは参加したことに意義を感じ、それが更なる参加意思の醸成につながります。また、こうした子どもとの対話が日常的に行われることが望ましいと考えます。
- 子ども会議の参加者が成長して若者となったとき、子ども会議の支援者やサポーターとなり、子どもを支える役割を担ってもらえるような、正の循環が生じるような運営方法や仕組みの検討が望まれます。
- 子ども会議に参加する子どもの数は、区内の子どもの数からすると一部です。しかし、子ども会議の取組を周知し、こうした子ども参加が行われていることを子ども会議に参加していない子どもや大人に知ってもらうことが重要です。こうしたことを通じて、子ども会議が、家庭、学校、地域などに広がることが期待できます。
- 子どもは、自分や社会のことについて、大人が想像しているよりも幅広

く、また深く考える力があります。子ども会議の開催は、そのような子どもの力を知り、子どもの意見表明・参加に対する大人の理解の促進につながります。

④ 子ども施設の整備・運営への参加

- 子どもたちが日常的に利用する児童館などの子ども施設においては、運営委員会に子ども委員を設け、利用に関して大人だけでなく子どもにもアンケートをとるなど、子どもが様々な方法で意見を出せる機会を作る必要があります。
- また、区が現在進めている中高生施設の整備についての検討にあたっては、当事者である子どもたちの意見を聴きながら進めていく必要があると考えます。

(3) 子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験の充実

① 子どもが安心して過ごせる居場所づくり

- 居場所とは、ほっと安心できるところ、仲間と活動できるところ、話を聞いてもらえるところ、ご飯を食べられるところ、学校のように何か評価を受けないところ、何もせず「ただその場に居る」だけでもよいところなど、色々な捉え方があります。居場所について検討するときは、「中野区のすべての子どもに居場所があるかどうか」という視点で考える必要があります。さらに、既存の居場所が、子どもの思いや意見を反映したものになっているか、また、反映する仕組みがあるかどうかということが重要です。
- 居場所について考えるとき、「いつでも開いている」ということはとても大切です。子どもが自由に出入りできる居場所や、プレーパークなどの子どもが自由に遊べる居場所を確保する必要があると考えます。また、夏休みなどの学校が長期休みとなる期間の居場所の確保も必要です。
- 地域の中には、自分の居場所が欲しくても、居場所に行かない、利用しない子どもがいます。「すべての子どもに居場所があるかどうか」という視点から子どもの状況を把握し、利用しない理由を丁寧に分析するとともに、そのニーズを探る必要があります。
- 学校に通えない・通わない子どもにも、学ぶ権利・遊ぶ権利・文化的芸術的生活へ参加する権利が平等に保障されなければなりません。そのために、子どもたちが安心して利用できる、家庭でも学校でもない「第三の場所」を子どもに確保することが必要です。
- 高齢者と子どもの双方が施設等の居場所を利用する場合には、お互いのニーズを共有・調整し、利用の工夫を考える話し合いの場があると良いと考えます。また、お互いの理解を深めるために、多世代にわたる交流が生まれるような工夫も重要です。

② 子どもの学びや遊び、体験の充実

- 実態調査や区内の子どもへの意見聴取の実施結果から、子どもの学びや遊び、体験を充実させるための子どもの意見が多く寄せられました。これらの意見について、学校・地域・区それぞれが真摯に受け止め、改善に向けた話し合いをすることが必要です。
- 区内には、子ども向けの様々な活動を行っている団体や民間事業者、NPOなどの地域資源が多く存在することから、これらの様々な主体と連携し、子どもの学びや遊び、体験の機会や場所を充実させることも、子どもの豊かな成長や、自立性、社会性を育てていくためにとても大切です。
- 学力は子どもの自己肯定感に影響を与えています。子どもが自分の可能性を信じて挑戦し、未来を切り開く力を習得できるよう、子どもの特性に合わせた学びの機会や場所を充実させることが重要です。
- 子どもが本を読むことは、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きることにつながります。年齢に応じた読書環境、とりわけ乳幼児期から本に親しむことができる環境を充実させることは子どもの学ぶ権利の保障につながると考えます。
- 区内には、家計が苦しく十分な学習環境が整っていない子どもや不登校の子どもなど、学習面で特別な配慮を必要とする子どもがいます。区が行う学習支援の取組や地域団体が行う無料塾の取組などにより、子どもの学習の機会を確保し、地域全体で子どもを支え、応援する環境を整える必要があると考えます。
- 地域で行われる季節ごとのお祭りやイベント等は、地域における非日常的な体験の場であるとともに、その場に出向いて自分以外の人と関わることができる居場所という意味で、子どもにやさしいまちにとって重要な地域資源です。こうした自分以外の他者と関わる経験、体験の積み重ねが豊かな人格形成につながっていくと考えます。
- 施設の利用や体験活動においては、利用方法や申し込み方法を簡単なものにすることが必要であると考えます。保護者も日々忙しい中で、利用や申し込みへのハードルが高いことにより、結果として子どもの体験等の機会が失われてしまうことがあります。利用方法や申し込み方法を工夫することで、子どもの活動や体験の機会を増やしていくことにつながると考えます。

(4) 子どもの権利侵害の防止、相談・救済

① 子どもの権利侵害の防止

- 児童虐待は、子どもの権利侵害の最たる例であり、子どもの身体と心に深刻な影響を与え、心身の発達にも影響を及ぼします。行政はその未然防止に向けた取組を積極的に進めるとともに、地域全体で子どもを見守り、児童虐待を発生させない環境をつくっていく必要があります。
- 地域には、社会的養護を必要とする子ども、親や兄弟の世話をして自分の時間が十分に確保できない子ども、学校に行くことができない子ども

など、様々な要因により、権利が侵害されている状況にある子どもがいます。子どもが本来有しているはずの子どもならではの権利が保障されるよう、それぞれの状況に合わせた支援を行う必要があります。

- 情報通信技術の発展がめざましい現代社会においては、違法薬物等の有害または危険な環境や情報が、簡単に子どもに届いてしまう可能性があります。こうした有害、危険な環境や情報から子どもを守るための取組を行う必要があります。
- 子どもの権利侵害は、部活や習い事、学習塾など、子どもにとって日常的な環境の中で生じるものもあります。大人が子どもに対して良かれと思って行う行動が、子どもの権利を抑制する、侵害する結果につながる可能性があります。大人に対する子どもの権利学習の機会など、権利の視点から子どもに対する接し方を考える機会を設けることも必要であると考えます。
- 中野区においても、ゲリラ豪雨や地震など、様々な災害が発生する可能性があり、その場合、大人だけでなく、子どもも被災者となります。災害対策や被災者支援にあたっては、大人だけでなく、子どもの視点からの配慮が必要になります。

② 子どもの権利に関する相談・救済

- 子どもの相談窓口として、一般的に電話が多く使われますが、子どもにとって、顔の分からない人・知らない人に電話をかけて話すことは、非常に心理的なハードルが高いと思われます。そのため、相談員が巡回して学校や子どもが居る場所に出向き、顔の見えるコミュニケーションができる機会を設けると良いと考えます。どんな人に話を聞いてもらえるのかが分かり、また、相談員と子どもと一緒に遊んだりすることで、相談に対する子どもの心理的なハードルが下がり、安心して話をするのでないかと考えます。また、その際、いつでも相談に乗れる体制をとっていることを子どもに伝えることも大切です。
- 子どもの相談への心理的な負担を軽減させたり、誰に相談できずに、もしくは誰かに相談したけれども悩みが解消されずに苦しんでいるところを救済するためには、タブレットを活用して相談を受け付けること、他自治体でも導入実績のあるLINE相談を導入することなどの子どもがアクセスしやすい手法を検討していく必要があると考えます。
- 子どもの相談窓口を周知する際は、相談の連絡先を周知する場合がありますが、相談した結果どうなるのかまで伝える必要があると考えます。周知の際は、子どもも大人もイメージをしやすいよう、相談から解決までの流れや中身を具体的に伝え、自分の悩みを誰が、どのように動いて解決に向けて働きかけてくれるのかを知ることができることが大切です。
- 子どもの相談・救済においては、まずは子どもが自分の気持ちや悩みを安心して話せる人や場所があるかという、相談しやすい雰囲気づくりが非常に大切です。まずは居場所が子どもに寄り添い話を聴く場所となり、そこから相談・救済につなげていくことができると考えます。

- 子どもの相談窓口は子どもにとって親しみやすく、また困った時にすぐに思いつく身近な存在である必要があります。相談窓口に愛称を付けたり、区のมาสコット・キャラクターとともに周知を行うなどの取組も効果的です。また、これらを新たに設ける場合は、子どもからの公募を行うことで、相談窓口の認知度の向上にもつながり、効果的であると考えます。
- ③ 子育てに不安や負担を抱える保護者への支援
- 家庭において子どもの権利を保障していくとき、保護者自身に余裕がなく、負担感を感じているような場合には、まずはその保護者の負担感を軽減するような手立ても併せて考えていく必要があると考えます。保護者が利用できる相談窓口を分かりやすく発信するなど、保護者が抱える悩みや大変さにも寄り添うことが大切です。

4 推進体制及び取組の評価・検証

推進計画に基づき、子どもの権利保障に関する取組を具体的に進めていくためには、推進体制を強化するとともに、計画の評価と検証を行っていく必要があります。

- 「子どもにやさしいまち中野」は、まち全体で子どもの成長を支え、子どもの権利を保障するまちです。そして、子どもにやさしいまちづくりは、区、区民（子どもを含む）、育ち学ぶ施設および団体、事業者など、中野に暮らし、または中野に関わりを持つ全ての個人、団体がそれぞれの役割を自覚し、自ら考えて取り組み、お互いに協力し合うことで前に進んでいきます。
- 区は、子どもにやさしいまちの実現に必要なあらゆる取組を進めるとともに、区民、育ち学ぶ施設および団体、事業者と協力し、またその活動を支援する役割があります。さらに、それらの取組を着実に進めるため、人的、物的、財政的な資源が行政内部において確保される必要があります。
- 子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちをつくるためには、行政だけでなく、地域や関係団体、NPOなどと連携して取組を進める必要があります。行政と区民団体等との連携・協働ネットワークの構築など、地域全体で子どもにやさしいまちづくりを行うための基盤を整備する必要があります。
- 子どもの権利保障にあたっては、全庁的な取組が求められるため、全職員を対象にした子どもの権利に関する研修を実施するなど、区全体で子どもの権利を基盤にした取組を推進する必要があります。
- 推進計画は、計画に記載された指標を達成することだけが目的ではありません。「子どもが幸せと感じる」、「幸せだと思える子どもが増える」ことも大きな視点として目的になるべきであると考えます。そして、指標は子どもの権利委員会が子ども権利の保障の状況をモニタリングするための機能を持つものとしてとらえるべきものです。
- 推進計画の評価に際しては、統計的な手法による数値指標だけでなく、ヒアリングなどの参加型手法も活用しながら、子どもの意見を踏まえて総合的に評価することが重要です。権利保障の取組の評価にあたっては、数値目標の達成・未達成だけでは図ることができない、周縁化されがちなマイノリティの子ども等も十分にカバーすることが肝要です。挙げられた声を何一つ無視しない姿勢こそが大切であり、それが「子どもにやさしいまち中野」につながっていくと考えます。

< 付 属 資 料 >

4中子政第365号
令和4年6月11日

第1期中野区子どもの権利委員会会長 様

中野区長 酒 井 直 人

第1期中野区子どもの権利委員会への諮問について

中野区子どもの権利に関する条例第22条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

- (1)子どもの権利の保障の状況に関すること
- (2)子どもに関する取組を推進するための基本となる計画(以下「推進計画」という。)及び子どもに関する取組の検証、改善等の提言に関すること
- (3)推進計画に盛り込むべき理念及び取組等に関すること

2 諮問理由（上記1(3)について）

区は、区に関わる全ての人が子どもの権利の尊重の理念を持ち、それぞれの生活や活動に生かすことにより、子どもの権利を保障し、もって子どもにやさしいまちづくりを推進するため、本年3月に「中野区子どもの権利に関する条例」を制定いたしました。

令和4年度において、本条例第21条に規定する推進計画を策定し、推進計画に基づき、子どもの権利保障に関する取組の具体化を進めていくことを予定しています。

つきましては、推進計画に盛り込むべき理念及び取組等について、様々な見地からご審議をお願いするものです。

なかのくこ けんり かん じょうれい
中野区子どもの権利に関する条例

もくじ
目次

ぜんぶん
前文

だい しょう そうそく だい じょう だい じょう
第1章 総則（第1条—第8条）

だい しょう こ けんり ほしょう だい じょう だい じょう
第2章 子どもの権利の保障（第9条—第12条）

だい しょう こ すいしん だい じょう だい じょう
第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第13条—第19条）

だい しょう こ かん とりくみ すいしん けんしょう だい じょう だい じょう
第4章 子どもに関する取組の推進および検証（第20条—第23条）

だい しょう こ けんり そうだん しんがい きゅうさい だい じょう だい じょう
第5章 子どもの権利の相談および侵害からの救済（第24条—第27条）

だい しょう ざっそく だい じょう
第6章 雑則（第28条）

ふそく
附則

こ けんり しゅたい ひとり にんげん せんげん せんちょう
子どもは、権利の主体であり、一人の人間としてその尊厳が尊重され、その権利が保障されます。全ての人は、生まれながらにして幸せに生きるための権利を持っています。この権利は、子どもであることを理由に侵害されることがあってはなりません。

いま ぎゃくたい ひんこん こんなん じょうきょう こ た
今、いじめや虐待、貧困など困難な状況にある子どもがいます。多様な背景を持ち、それが理解されずに苦しんでいる子どももいます。

こ こ けんり ほしょう たいせつ
子どもにとって、子どもならではの権利が保障されることも大切です。私たちは、だれ一人取り残すことなく、全ての子どもが幸せに生きていけるよう子どもの権利を保障します。私たちは、子どもの命と健康を守り、その成長を応援します。私たちは、子どもの声に耳をかけたわけ、その意見、考え、思いを受け止め、これを尊重し、子どもと一緒に、子どもにとって最も善いことを第一に考えます。

わたし こ ぜんたい こ せいちょう
私たちは、子どもをパートナーとして、まち全体で子どもの成長を支え、子どもの権利を保障する、子どもにやさしいまち中野をつくっ

ていきます。子どもにやさしいまちは、全ての^{すべ}人^{ひと}にやさしいまちです。

子ども^このみなさん、迷^{まよ}うこと^{こと}や困^{こま}ったこと^{こと}があつたら、周^{まわ}りの大^お人^{とな}に相^{そう}談^{だん}して^{して}み^みて^てく^くだ^ださ^さい。相^{そう}談^{だん}を^をす^する^るこ^こと^とは、悪^{わる}いこ^こと^とではあ^あり^りま^ませ^せん。あ^あな^なた^たは、一^{ひと}人^りではあ^あり^りま^ませ^せん。私^{わたし}たち^{たち}大^お人^{とな}は、あ^あな^なた^たの^の意^い見^{けん}、考^{かん}え、思^{おも}い^うを^と受^うけ^と止^とめ、あ^あな^なた^たの^の立^{たち}場^ばに^よ寄^より^りそ^そい、あ^あな^なた^たに^もと^とつて^と最^もも^も善^よい^いこ^こと^とを^いっ^っし^しょ^ょに^{かん}考^{かん}え^えま^ます。あ^あな^なた^たの^のこ^こと^とを^を応^{おう}援^{えん}し^して^てい^いる^る人^{ひと}が^がい^いる^るこ^こと^とを^を忘^{わす}れ^れな^ない^いで^でく^くだ^ださ^さい。

日^に本^{ほん}は、世^せ界^{かい}の^{くに}国^{くに}々^々と、子^こども^{けん}の^り権^{じょう}利^{やく}条^{むす}約^{じょう}を^を結^くん^でい^いま^ます。こ^この^{じょう}条^{じょう}約^{やく}で^では、「命^{いのち}を^{まも}守^しら^れ、成^{せい}長^{ちやう}で^でき^きる^るこ^こと^と」、「意^い見^{けん}を^{ひょう}表^{めい}明^{めい}し、参^{さん}加^かで^でき^きる^るこ^こと^と」、「子^こども^{かん}に^お関^かん^なする^すこ^こと^とが^が行^{おこな}わ^われ^れる^るこ^こと^とは、そ^その^こ子^こども^{ども}に^もと^とつて^と最^もも^も善^よい^いこ^こと^とが^{かん}考^{かん}え^えら^られ^れる^るこ^こと^と」、「差^さ別^{べつ}を^をさ^され^れな^ない^いこ^こと^と」な^など^どの^こ子^{けん}ども^りの^ほ権^{しょう}利^{やく}を^{やく}保^{そく}障^{まも}する^{ぜん}こ^りと^りを^を約^{やく}束^{そく}し^まし^た。私^{わたし}たち^は、こ^この^{やく}約^{やく}束^{そく}を^を守^{まも}る^るた^ため^め、全^{ぜん}力^{りき}を^をつ^つく^くさ^さな^なけ^けれ^れば^ばな^なり^りま^ませ^せん。

こ^ここ^こに、子^{けん}ども^りの^ほ権^{しょう}利^{やく}条^せ約^{しん}の^こ精^{せい}神^{しん}に^いの^{いま}と^みら^{らい}い^いま^ます。こ^この^{すい}今^{しん}と^{しん}未^{しん}来^{しん}の^{しん}た^{しん}め^{しん}に、子^{けん}ども^りの^ほ権^{しょう}利^{やく}を^{やく}保^{そく}障^{まも}し、子^{けん}ども^りに^ほやさ^{しょう}しい^{やく}ま^{やく}ち^{やく}づ^{やく}く^{やく}り^{やく}を^を推^{すい}進^{しん}する^{しん}こ^{しん}と^{しん}を^を宣^{せん}言^{げん}し、こ^{じょう}の^{せい}条^{てい}例^いを^を制^{せい}定^{てい}し^しま^ます。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この^だい^{じょう}条^{じょう}例^{れい}は、中^{なか}野^の区^く(以^い下^か「区^く」と^{すべ}い^いま^ます。)に^か関^{かん}わ^わる^る全^{すべ}て^かの^か人^{ひと}が^か子^こども^{けん}の^り権^{けん}利^りの^{そん}尊^{ちやう}重^りの^{ねん}理^も念^もを^{せい}持^{かつ}ち、そ^{かつ}れ^{かつ}ぞ^{かつ}れ^{かつ}の^{かつ}生^{せい}活^{かつ}や^{かつ}活^{かつ}動^{どう}に^い生^いか^いす^いこ^こと^こに^こよ^{けん}り、子^{けん}ども^りの^ほ権^{しょう}利^{やく}を^{やく}保^{そく}障^{まも}し、も^こつ^こて^こ子^こども^{ども}に^もやさ^{すい}しい^{しん}ま^{しん}ち^{しん}づ^{しん}く^{しん}り^{しん}を^を推^{すい}進^{しん}する^{しん}こ^{しん}と^{しん}を^を目^も的^{くてき}と^とし^しま^ます。

(用語の意味)

第 2 条 この^だい^{じょう}条^{じょう}例^{れい}に^こお^くい^くて「子^こども」と^くは、区^く内^{ない}に^ざ在^ざ住^{じゅう}し、在^ざ学^{がく}し、^{ざい}ま^また^まは^ま在^{ざい}勤^{きん}する^{きん}等^{とう}、区^く内^{ない}に^{せい}お^{せい}い^いて^い生^{せい}活^{かつ}し、活^{かつ}動^{どう}する^{かつ}18^{さい}歳^{さい}未^み満^{まん}の^{ひと}人^{ひと}、^{ひと}お^{ひと}よ^{ひと}び^{ひと}こ^{ひと}れ^{ひと}ら^{ひと}の^{ひと}人^{ひと}と^{ひと}等^{ひと}しく^{ひと}権^{けん}利^りを^み認^みめる^とこ^とが^て適^て当^{きとう}と^み認^みめる^{ひと}人^{ひと}の^{ひと}こ^{ひと}と^とを^をい^いま^ます。

- 2 この条例において「保護者」とは、子どもの親および里親その他子どもの親に代わり養育する人のことをいいます。
- 3 この条例において「区民」とは、区内において、在住し、もしくは在勤している人、事業を営んでいる人（以下「事業者」といいます。）または在学している人および保護者のことをいいます。
- 4 この条例において「育ち学ぶ施設」とは、区内の学校、専修学校または各種学校、児童福祉施設その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設のことをいいます。
- 5 この条例において「団体」とは、区内において、子どもが育ち、学ぶための活動を行う団体のことをいいます。
- 6 この条例において「子どもの権利条約」とは、児童の権利に関する条約のことをいいます。

（基本理念）

第3条 子どもの権利の保障は、次に定める考え方を基本理念とします。

- (1) 子どもは、その命が守られ、心身や尊厳が傷つけられることなく、愛情と理解をもって育まれること。
- (2) 子どもは、その意見、考え、思い（以下「意見等」といいます。）を表明することができ、自分に関係のあることについてその意見等が尊重されること。
- (3) 子どもに関係のあるあらゆることについて、子どもにとって最も善いことは何かを第一に考えること。
- (4) 子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されること。

（区の役割）

第4条 区は、あらゆる取組を行うことにより子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進するものとします。

2 区は、子どもの権利の保障について、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力するとともに、その活動を支援するものとします。

3 区は、子どもの権利の保障について、国、東京都、他の区市町村等に必要の協力を求めることにより、子どもの権利が広く保障されるよう働きかけを行うものとします。

4 区は、この条例による子どもの権利の尊重の理念が広まり、区民、育ち学ぶ施設および団体が子どもの権利についての理解を深めることができるよう、その考え方を広めていくものとします。

(区民の役割)

第5条 区民は、子どもの権利についての理解を深め、これを保障するよう努めるものとします。

2 区民は、地域社会における子どもの権利の保障の重要性を理解し、子どもがすこやかに育ち、安心して過ごすことができるよう、地域社会全体で子どもを見守り、支援するよう努めるものとします。

3 区民は、区、育ち学ぶ施設および団体と協力して、子どもの権利についてその考え方を広めていくことに努めるものとします。

(育ち学ぶ施設および団体の役割)

第6条 育ち学ぶ施設および団体は、その活動において子どもの権利を保障するよう努めるものとします。

2 育ち学ぶ施設および団体は、子どもの権利を保障するため、区および区民と協力するよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、その従業員が子どもの権利を保障することができる環境を整えるよう努めるものとします。

2 事業者は、その事業が子どもの権利の侵害につながることをないよう適切な気配りを行うよう努めるものとします。

3 事業者は、区、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力して、その

事業として子どもの権利を保障するための活動をし、これを推進するよう努めるものとします。

(中野区子どもの権利の日)

第8条 子どもの権利についての区民の理解と関心を深めるため、中野区子どもの権利の日(以下「子どもの権利の日」といいます。)を設けます。

2 子どもの権利の日は、11月20日(国際連合総会において子どもの権利条約が採択された日)とします。

3 区は、子どもの権利の日の目的にふさわしい事業を広く区民等の参加を求めて行うものとします。

第2章 子どもの権利の保障

(あらゆる場面における権利の保障)

第9条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設および団体の活動、地域社会等、あらゆる場面において、特に次に定める権利が保障されます。

(1) 身体的または精神的な暴力を受けないこと。

(2) 健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること。

(3) 家庭的な環境のもとで育つこと。

(4) 自分の意見等を表明し、それが尊重されること。

(5) 学び、休み、および遊ぶこと。そのために必要な環境が整えられること。

(6) 権利を持つ個人として尊重され、自分についての情報を知ること。

(7) 失敗をしてもやり直せること。そのために必要な環境が整えられること。

(8) 子どもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること。

(9) 家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、国籍、人種、民族、

ぶん 文化、 文化、 しょうがい 障害の有無、 う む 性別、 せいべつ 性自認、 せい じ にん 性的指向等により せい で き し こう とう 差別をされないこと。

(10) こ 子どもであることを理由に不当なあつかいを受けないこと。

2 く 区、く 区民、そだ まな し せつ 施設およびだんたい 団体は、こ 子どものい けん とう 意見等を尊重するとともに、そのい けん とう 意見等がどのように尊重されているかをこ 子どものわ 分かりやすくせつめい 説明するようつと 努めるものとします。

3 く 区は、こ 子どものけん り 権利を保障するため、ひつよう 必要なとく りく み おこな 取組を行うものとします。

(か て い 家庭におけるけん り 権利の保障)

だい 第10条 じょう 保護者は、か て い 家庭において、こ 子どものけん り 権利を保障するため、とく 特につぎ 次で定めることについてひつよう 必要なとく りく み おこな 取組を行うようつと 努めるものとします。

(1) か て い で き 家庭的なかんきょう 環境のもとであいじょう 愛情を受けてそだ 育つこと。

(2) こ 子どものはったつ 発達に応じてお 個人のおひみつ 秘密がまも られること。

2 ほ 保護者は、ご 前項のぜんこう 取組を行うときには、こ 子育てについてひつよう 必要なきょうりよく 協力をもとと 求めること等により、こ 子どものせい 成長をささ 支えることができるようつと 努めるものとします。

3 く 区は、か て い 家庭において、こ 子どものけん り 権利を保障するため、こ 子どもおよびほ 保護者に対して、ひつよう 必要なとく りく み おこな 取組を行うものとします。

(そだ まな し せつ 施設およびだんたい 団体のかつどう 活動におけるけん り 権利の保障)

だい 第11条 じょう 育ち学ぶ施設およびだんたい 団体は、そのかつどう 活動において、こ 子どものけん り 権利を保障するため、とく 特につぎ 次で定めることについてひつよう 必要なとく りく み おこな 取組を行うようつと 努めるものとします。

(1) あんぜん 安全であんしん 安心できるかんきょう 環境のもとで、まな 学び、せい 成長すること。

(2) ひ と り 一人ひとりのこ 個性がせい 尊重され、さ 差別をされないこと。

(3) い じめ やたいばつ 体罰を受けないこと。

(4) こ 子どものこ 個人に関するじょうほう 情報について、そのい し 意思にはん 反し、ま

たは正当な目的の範囲をこえて利用され、または提供されないこと。

2 育ち学ぶ施設および団体は、前項の取組を行うときには、次に定めることを行うことにより、その活動において子どもの権利が保障されるよう努めるものとします。

(1) 子どもの権利の保障に主体的に取り組み、子どもの成長を支えることができるよう必要な支援を行うこと。

(2) 支援を必要とする子どもを早期に発見し、子どもの意見等を尊重しながら、子どもにとって最も善い解決方法をとること。

(3) 虐待、貧困等を早期に発見し、区その他関係機関と協力して対応すること。

3 区は、育ち学ぶ施設および団体の活動において、子どもの権利を保障するため、育ち学ぶ施設および団体に対して、必要な取組を行うものとします。

(地域社会における権利の保障)

第12条 子どもと関わる活動をする区民は、地域社会において、子どもの権利を保障するため、特に次に定めることについて必要な取組を行うよう努めるものとします。

(1) 安全で安心できる環境のもとで生活すること。

(2) 地域の活動等に参加し、自分の意見等を表明すること。

(3) 休み、または遊ぶことができ、一人または集団で活動することができる居場所を利用すること。

2 子どもと関わる活動をする区民は、前項の取組を行うときには、適切な支援を受けることにより、その活動を続けていけるよう努めるものとします。

3 区は、地域社会において、子どもの権利を保障し、前項に規定する活動を続けていけるようにするため、子どもと関わる活動をする

く みん たい ひつよう とりくみ おこな
区民に対して、必要な取組を行うものとします。

だい しょう こ すいしん 第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進

こ い けんとう ひょうめい さん か
(子どもの意見等の表明および参加)

だい しょう く こ じ ぶん い けんとう ひょうめい さん か き かい かく
第13条 区は、子どもが自分の意見等を表明し、参加する機会を確保
ほ するのために必要な制度を設けるよう努めるものとします。

2 く く みん そだ まな し せつ だんたい こ い けんとう ひょうめい
区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもの意見等の表明と
さん か 参加をうながすため、子どもがその意味や方法について学び、必要
な じょうほう え 情報を得ることができるよう努めるものとします。

こ かい ぎ
(子ども会議)

だい しょう く ちょう こ い けんとう もと かい ぎ い か こ
第14条 区長は、子どもの意見等を求めるための会議(以下「子ども
かい ぎ 会議」といいます。)を開きます。

2 く ちょう こ かん く けいかく た く ちょう ひつよう みと
区長は、子どもに関する区の計画その他区長が必要と認めること
について、子ども会議に参加する子どもの意見等を求めるものと
します。

3 く ちょう こ かい ぎ た よう はいけい も こ い けん はんえい
区長は、子ども会議に多様な背景を持つ子どもの意見が反映され
るよう努めるものとします。

4 こ かい ぎ さん か こ じ しゅせい じ はつせい さん ちょう うんえい
子ども会議は、参加する子どもの自主性と自発性を尊重して運営
されるものとします。

5 く ちょう こ かい ぎ こ さん か こ かい ぎ
区長は、子ども会議への子どもの参加がうながされ、子ども会議
が じゅんちょう うんえい ひつよう し えん おこな
順調に運営されるよう必要な支援を行うものとします。

6 こ かい ぎ さん か こ だい こう きてい じ ぶん
子ども会議に参加する子どもは、第2項に規定することや自分が
ひつよう みと 必要と認めることについて、その意見等をまとめ、区長に提出する
ことができます。

7 ぜんこう きてい ていしゅつ い けんとう く ちょう さん
前項の規定により提出された意見等について、区長は、これを尊
ちよう 重するよう努めるものとします。

ぎゃくたい たい ばつとう ぼう し
(虐待、体罰等の防止)

だい しょう く く みん そだ まな し せつ だんたい こ ぎゃくたい たい
第15条 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが虐待、体

罰等を受けることなく、すこやかに育ち、安心して暮らすことができるよう努めなければなりません。

2 区は、関係機関と協力し、子どもに対する虐待、体罰等の予防と早期の発見に取り組むものとします。

3 区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが虐待、体罰等を受けることがないよう気を配るとともに、虐待、体罰等を受けたと思われる子どもを発見したときは、すみやかに区その他の関係機関に知らせなければなりません。

4 区は、虐待、体罰等を受けた子どもをすみやかにかつ適切に救済するため、関係機関と協力し、必要な支援を行うものとします。

(いじめその他の権利の侵害の防止)

第16条 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもがいじめその他の権利の侵害を受けることなく、安心して生活することができるよう努めるものとします。

2 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもに対するいじめその他の権利の侵害の予防と早期の発見に取り組むものとします。

3 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、いじめその他の権利の侵害を受けた子どもをすみやかにかつ適切に救済するため、関係機関と協力し、必要な支援を行うものとします。

4 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、いじめその他の権利の侵害に関わった子どもが再びいじめその他の権利の侵害に関わることをないように取り組むものとします。

(貧困の防止)

第17条 区は、全ての子どもがだれ一人取り残されることなく、すこやかに育ち、学ぶことができるよう、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力して、子どもの貧困の防止に総合的に取り組むものとします。

(有害または危険な環境および情報からの保護)

第18条 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが家庭や地域社会の中で尊重され、安心して健康的に生きるため、違法な薬物等の有害または危険な環境や情報から子どもを守るよう取り組むものとしします。

2 区は、前項に規定する取組に関し、子ども、区民、育ち学ぶ施設および団体に必要な情報を提供するものとしします。

(居場所づくり)

第19条 区、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりに努めるものとしします。

2 区は、前項に規定する居場所づくりのための活動を行う育ち学ぶ施設および団体と協力し、その支援に努めるものとしします。

3 区、育ち学ぶ施設および団体は、第1項に規定する居場所づくりに関し、子どもが意見等を表明し、参加する機会を設けるとともに、その意見等を尊重するよう努めるものとしします。

第4章 子どもに関する取組の推進および検証

(子どもに関する取組の推進)

第20条 区は、全ての子どもの権利が保障されるよう、子ども、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力して、子どもに関する取組を推進するものとし、そのための体制を整備するものとしします。

2 区は、子どもに関する取組が推進されるよう、必要な財政上の取組を行うよう努めるものとしします。

3 区は、子どもに関する取組を推進するため、定期的に、子どもの状況等について調査を行い、その結果を公表するものとしします。

(子どもに関する取組の推進計画の策定)

第21条 区は、子どもに関する取組を推進するための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)を定めます。

2 区は、推進計画を定める場合は、子どもや区民の意見等を反映させるよう努めるものとします。

3 区は、推進計画を定めた場合は、すみやかにこれを公表し、広めていくものとします。

4 前2項の規定は、推進計画を改める場合について準用します。

(中野区子どもの権利委員会の設置)

第22条 推進計画および子どもに関する取組を検証するため、区長の附属機関として、中野区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を置きます。

2 権利委員会は、区長の求めに応じ、次に定めることについて調査や検討を行い、意見を述べます。

(1) 子どもの権利の保障の状況に関すること。

(2) 推進計画および子どもに関する取組の検証、改善等の提言に関すること。

(3) その他区長が必要と認めること。

3 権利委員会は、前項各号に定めることに関し、必要があると認めるときは、区長に意見を述べることができます。

4 権利委員会は、学識経験者その他区長が必要と認める人のうちから、区長が任命する委員10人以内をもって組織します。

5 権利委員会の委員（以下単に「委員」といいます。）の任期は、2年とします。ただし、再任されることができます。

6 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができます。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

7 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も、同様とします。

(権利委員会の意見の尊重)

第23条 区長は、権利委員会から前条第2項および同条第3項の

意見を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとします。

- 2 区長は、権利委員会からの意見を受けたときは、すみやかにこれを公表し、広めていくものとします。

第5章 子どもの権利の相談および侵害からの救済

(中野区子どもの権利救済委員の設置)

- 第24条 子どもの権利の侵害（以下「権利侵害」といいます。）からのすみやかな救済と子どもの権利の保障をはかるため、区長の附属機関として、中野区子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を置きます。

- 2 救済委員は、次に定めることを担当します。

- (1) 子どもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言および支援をすること。

- (2) 子どもの権利の保障についての必要な調査および調整をすること。

- (3) 権利侵害からの救済のため関係者に要請をすること。

- (4) 権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するための意見を表明すること。

- (5) 第3号の要請および前号の意見の内容を公表すること。

- (6) 権利侵害からの救済と子どもの権利の保障についての理解を広めていくことおよび関係者との協力の推進に関すること。

- 3 救済委員は、5人以内とし、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関しすぐれた識見を備えている人のうちから、区長が任命します。

- 4 救済委員の任期は、2年とします。ただし、再任されることができます。

- 5 区長は、救済委員が心身の故障のために職務を行うことができ

ないと認める場合、第3項に規定する任命の要件を満たさなくなっ
た場合または救済委員に職務上の義務違反その他救済委員として
ふさわしくない行いがあると認める場合には、その救済委員の職を
と解くことができます。

- 6 救済委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはなりません。その
職を退いた後も、同様とします。

(救済委員の職務の執行)

- 第25条 救済委員は、職務を行うときには、子どもの意見等を聞
き、その意見等を尊重するとともに、その子どもにとって最も善い
と考えられることを行うものとします。

- 2 救済委員は、公正かつ公平にその職務を行わなければなりません。

- 3 救済委員は、それぞれ独立してその職務を行います。

- 4 救済委員は、自分に利害関係のある事案については、その職務を
行うことができません。

- 5 救済委員は、毎年度、その職務の実施状況について区長に報告
しなければなりません。

- 6 区は、救済委員の独立性と公正かつ公平な職務の執行を確保する
ために必要な協力および支援を行うとともに、専門の職員および
窓口の設置等、体制の整備をはかるものとします。

- 7 区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが救済委員に相談等を
しやすい環境を整えるよう努めるとともに、救済委員の職務の執
行に協力するよう努めるものとします。

(救済委員への相談等)

- 第26条 子ども(その子どもに関係のある人をふくみます。)は、
救済委員に子どもの権利の保障について必要な相談を行い、または
第24条第2項第3号の要請や同項第4号の意見の表明を行うこと
を求めることができます。

きゅうさい い いん ようせい い けん そんちやうとう
(救 済 委 員 の 要 請 お よ び 意 見 の 尊 重 等)

だい じやう く き かん きゅうさい い いん だい じやうだい こうだい ごう ようせい
第 2 7 条 区 の 機 関 は、 救 済 委 員 か ら 第 2 4 条 第 2 項 第 3 号 の 要 請 お
どうこうだい ごう い けん ひやうめい う そんちやう ひつよう
よ び 同 項 第 4 号 の 意 見 の 表 明 を 受 け た と き は、 こ れ を 尊 重 し、 必 要
とりくみ おこな つと
な 取 組 を 行 う よ う 努 め る も の と し ま す。

く き かん ぜんこう とりくみ おこな ないよう きゅうさい い いん
2 区 の 機 関 は、 前 項 の 取 組 を 行 う と き に は、 そ の 内 容 を 救 済 委 員 に
ほうこく どうこう とりくみ おこな
報 告 し な け れ ば な り ま せ ん。 た だ し、 同 項 の 取 組 を 行 う こ と が で き
り ゆう つ きゅうさい い いん ほうこく
な い と き は、 理 由 を 付 け て そ の こ と を 救 済 委 員 に 報 告 し な け れ ば な
り ま せ ん。

く みん そだ まな し せつ だんたい きゅうさい い いん だい じやうだい こう
3 区 民、 育 ち 学 ぶ 施 設 お よ び 団 体 は、 救 済 委 員 か ら 第 2 4 条 第 2 項
だい ごう ようせい どうこうだい ごう い けん ひやうめい う
第 3 号 の 要 請 お よ び 同 項 第 4 号 の 意 見 の 表 明 を 受 け た と き は、 こ れ
そんちやう ひつよう とりくみ おこな つと
を 尊 重 し、 必 要 な 取 組 を 行 う よ う 努 め る も の と し ま す。

だい しょう ざっそく 第 6 章 雑 則

い にん
(委 任)

だい じやう じやうれい し こう かん ひつよう き そく さだ
第 2 8 条 この 条 例 の 施 行 に 関 し 必 要 な こ と は、 規 則 で 定 め ま す。

ふ そく 附 則

じやうれい れい わ ねん がつついたち し こう
この 条 例 は、 令 和 4 年 4 月 1 日 か ら 施 行 し ま す。

中野区子どもの権利に関する条例施行規則

(この規則で定めること)

第1条 この規則は、中野区子どもの権利に関する条例（令和4年中野区条例第16号。以下「条例」といいます。）の施行に関し必要なことを定めるものとします。

(用語の意味)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例によります。

(条例第2条第1項のこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人)

第3条 条例第2条第1項のこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人は、18歳または19歳の人で次のいずれかに当てはまる人としします。

(1) 育ち学ぶ施設（主に18歳未満の人が利用するものに限りま

す。）を利用している人

(2) 区内に在住し、区外の学校、専修学校または各種学校、児童福祉施設その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設（主に18歳未満の人が利用するものに限りま

す。）を利用している人

(3) その他区長が必要と認める人

(かねることが禁止される職)

第4条 次のいずれかに当てはまる人は、条例第22条第5項に規定する委員（以下単に「委員」といいます。）および条例第24条第1項に規定する救済委員（以下単に「救済委員」といいます。）となることができません。

(1) 国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長またはは政党その他の政治団体の役員

(2) その他委員および救済委員の職務を行うことについて支障となるおそれのある職にあると区長が認める人

(中野区子どもの権利委員会の会長および副会長)

第5条 中野区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）に会長および副会長を1人ずつ置き、委員が委員のうちから選びます。

2 会長は、権利委員会の事務全体を管理し、権利委員会を代表します。

3 副会長は、会長を助け、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(権利委員会の会議)

第6条 権利委員会は、会長がその会議に委員を集合させます。ただし、委員の全部が新しく任命された後の最初の権利委員会については、区長が委員を集合させます。

2 権利委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができません。

3 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決まり、賛成する委員の数と賛成しない委員の数とが同じときは、会長の決めるところによります。

4 権利委員会の会議は、公開とします。ただし、権利委員会が必要があると認めるときは、公開しないことができます。

5 その他、権利委員会の会議に関し必要なことは、会長が権利委員会の意見を聞いて定めます。

(権利委員会の庶務)

第7条 権利委員会の庶務は、子ども教育部において処理します。

(救済委員に対する要請または意見の表明の申立て)

第8条 子ども（その子どもの関係者を含みます。）は、条例第26

じょう き てい きゅうさい い いん たい ようせい い けん ひょうめい おこな
条の規定により 救済委員に対し 要請または意見の 表明を行うこと
もと もうしたてしよ だい ごうようしき もうし た おこな
を求めるときは、 申立書（第1号様式）により 申立てを行わなけれ
ばなりません。

2 ぜんこう き てい きゅうさい い いん とく ひつよう みと
前項の規定にかかわらず、 救済委員が特に必要があると認めると
きは、こうとう どうこう もうし た おこな
きは、口頭により同項の 申立てを行うことができます。この場合に
おいて、きゅうさい い いん こうとう もうし た ないよう こうとうもうしたて き ろく
救済委員は、その口頭による 申立ての内容を口頭 申立記録
しよ だい ごうようしき き ろく
書（第2号様式）に記録するものとします。

（ちょうさ じっし
調査の実施）

だい じょう きゅうさい い いん ぜんじょう き てい もうし た い かたん もうし た
第9条 救済委員は、前条に規定する 申立て（以下単に「申立て」
じょうれいだい じょうだい こうだい ごう ひつよう
といいます。）があったときは、 条例第24条第2項第2号の必要
ちょうさ い かたん ちょうさ
な調査（以下単に「調査」といいます。）をするものとします。

（ちょうさ ば あい
調査をしない場合）

だい じょう きゅうさい い いん もうし た つぎ あ
第10条 救済委員は、 申立てが次のいずれかに当てはまるとき
は、調査をしないことができます。

(1) じっさい さいばん あらそ ば あい さいばんしよ はんけつ
実際に裁判で 争っている場合またはすでに裁判所において判決
とう ば あい
等があった場合

(2) じっさい なか の く ふくし てきよう かか く じょう しょり かん じょう
実際に中野区福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する 条
れい へいせい ねんなか の く じょうれいだい ごう だい じょう き てい ふくし
例（平成2年中野区 条例第35号）第10条に規定する福祉サー
かん もうし た どうじょうれい く じょう しよ
ビスに関する 申立てがされ、または同 条例によりすでに苦情の処
り しゅうりよう じ じつかんけい おな かん
理が終了していることについての事実関係と同じものに関するも
のであると きゅうさい い いん みと ば あい
救済委員が認める場合

(3) きゅうさい い いん た く しょくいん こう い かん ば あい
救済委員その他の区の 職員の行為に関するものである場合

(4) ぐ たいてき けん り しんがい ば あい
具体的な権利侵害がない場合

(5) た きゅうさい い いん みと ば あい
その他 救済委員が認める場合

2 きゅうさい い いん もうし た ぜんこうかくごう あ
救済委員は、 申立てが前項各号のいずれかに当てはまることによ
り ちょうさ ちょうさ たいしょうがいつう ち しょ だい ごうようしき
調査をしないときは、 調査対象外通知書（第3号様式）によ
り、その もうし た ひと い か もうしたてしや り ゆう
申立てをした人（以下「申立者」といいます。）に理由を

つけて 調査をしないことを通知するものとします。

(調査の同意)

第 1 1 条 申立てが子どもまたはその保護者によるものでないときは、救済委員は、調査をすることにつき、同意書（第 4 号様式）により、その子どもまたはその保護者の同意を得なければなりません。

2 前項の規定にかかわらず、救済委員は、その子どもの生命または身体を守るために必要がある場合において、その子どもの置かれている状況等から同項に規定する同意を得ることが困難であると認めるときは、その同意を得ずに調査をすることができます。この場合において、救済委員は、その子どもまたはその保護者の個人情報を守ることに十分に関心をしなければなりません。

(報告の求め、物件の提出の求めまたは質問)

第 1 2 条 救済委員は、調査をする場合において、必要があると認めるときは、育ち学ぶ施設の代表者、団体の代表者その他の関係者または区の機関に対し、報告の求め、文書その他の物件の提出の求めまたは質問をすることができます。

2 救済委員は、前項の規定による報告の求め、文書その他の物件の提出の求めまたは質問をしようとするときは、あらかじめ、調査実施通知書（第 5 号様式）により、育ち学ぶ施設の代表者、団体の代表者その他の関係者または区の機関にそのことを通知しなければなりません。

3 救済委員は、第 1 項の規定による報告の求め、文書その他の物件の提出の求めまたは質問をしようとする場合において、育ち学ぶ施設または団体の施設等に立ち入るときは、その育ち学ぶ施設または団体の代表者その他の関係者の同意を得なければなりません。

4 救済委員は、前項に規定する同意を得て育ち学ぶ施設または団体の施設等に立ち入るときは、身分証明書（第 6 号様式）を持ち、求

めがあったときは、これを出して示さなければなりません。

- 5 救済委員は、必要があると認めるときは、専門的なことに関する学識経験を備えている人等にその専門的なことに関する分析、鑑定等を依頼することを区長に求めることができます。

(調査の中止)

第13条 救済委員は、調査の開始後にその調査の申立てが第10条第1項に定めることのいずれかに当てはまることが判明したときは、調査を中止することができます。

- 2 救済委員は、前項の規定により調査を中止したときは、調査中止通知書(第7号様式)により、申立者(その調査について、第11条第1項に規定する同意をした子どもまたはその保護者(以下「同意者」といいます。))がいるときはその同意者を、調査実施通知書による通知をしたときはその通知に関係する育ち学ぶ施設の代表者、団体の代表者その他の関係者または区の機関を含みます。次条において同じです。)に理由を付けて調査を中止したことを通知するものとします。

(調査の終了)

第14条 救済委員は、調査が終了したときは、調査結果通知書(第8号様式)により、申立者にその結果を通知するものとします。

(調整の実施)

第15条 救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、条例第24条第2項第2号の必要な調整をするものとします。

- 2 第12条第3項および第4項の規定は、前項に規定する必要な調整をする場合において、育ち学ぶ施設または団体の施設等に立ち入るときについて準用します。

(要請または意見の表明の通知)

第16条 救済委員は、条例第24条第2項第3号の要請または同

項第4号の意見の表明をしようとするときは、あらかじめ、要請・意見表明通知書（第9号様式）により、申立者（その調査について同意者がいるときは、その同意者を含みます。）および区長にその内容を通知しなければなりません。

（救済委員の職務についての連絡調整）

第17条 救済委員は、救済委員の職務に関し連絡調整を行う必要がある場合その他必要があると認める場合は、救済委員全員で構成する連絡調整会議を開くことができます。

2 前項に規定する連絡調整会議を開くときに、必要があると認めるときは、救済委員が救済委員のうちから代表救済委員を選ぶことができます。

（救済委員の職務の実施状況の公表等）

第18条 区長は、条例第25条第5項の規定により報告を受けた救済委員の職務の実施状況について、毎年度、その内容を公表するとともに、権利委員会に報告するものとします。

（専門職員の設置）

第19条 区長は、中野区会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年中野区規則第48号）の定めるところにより、救済委員の職務を助けるための専門の職員を置くものとします。

2 前項に規定する専門の職員の職の設置および任用等に関し必要なことは、別に定めます。

（救済委員の庶務）

第20条 救済委員の庶務は、子ども教育部において処理します。

（子ども相談室の設置）

第21条 条例第24条第2項第1号の相談のための窓口として、子ども相談室を設置します。

（補則）

だい じょう
第 2 2 条 この規則に定めるもののほか、必要なことは、別に定めま
す。

ふ そく
附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 2 1 条
の規定は、同年 9 月 1 日から施行します。

第1期中野区子どもの権利委員会委員名簿

(◎:会長 ○副会長)

区分	氏名	所属等
公募による区民	相川 梓	公募
	小保方 珠実	公募
関係団体が推薦する者	別當 知代	中野区立小学校PTA連合会
	大橋 正明	中野区立中学校PTA連合会
	高木 亀介	東京人権擁護委員協議会中野区委員会
	隅田 亜弓	中野区次世代育成委員
	草野 由佳	中野区社会福祉協議会
学識経験者	◎ 内田 塔子	東洋大学ライフデザイン学部准教授
	○ 田谷 幸子	つくば国際短期大学保育科准教授
	林 大介	浦和大学社会学部准教授

委嘱期間:令和4年6月1日～令和6年5月31日

第 1 期中野区子どもの権利委員会の開催状況(中間答申提出まで)

開催回	開催日時	主な審議内容	出席人数	傍聴人数
第 1 回	令和4年6月11日(土) 午前10時～12時	・委嘱状交付式 ・諮問 ・委員会の進め方について ・区の現状及び課題について	9名	6名
第 2 回	令和4年7月3日(日) 午前10時～12時	・課題の整理 ・子どもの権利に関する理解促進に関する検討 ・子どもの意見表明・参加の促進に関する検討 ・子どもへの意見聴取に関する検討	9名	7名
第 3 回	令和4年7月16日(土) 午前10時～12時	・子どもの居場所、学びと活動の充実に関する検討 ・子どもの権利侵害の防止、相談・救済に関する検討 ・子どもへの意見聴取に関する検討	10名	3名
第 4 回	令和4年8月10日(水) 午後7時～9時 (オンライン開催)	・中間答申(案)について ・子どもへの意見聴取の実施状況の共有	10名	6名

子どもへの意見聴取実施結果【概要】

1 目的

推進計画に盛り込むべき理念及び取り組み等を検討していくにあたり、条例制定までの過程で把握しきれていない子どもの思いや意見を把握し、参考とするため、関係機関や団体の協力を得て、子どもへの意見聴取を実施した。

2 実施時期

令和4年7月下旬～9月上旬(予定) ※中間答申では実施の途中経過を取りまとめている。

3 対象

- 不登校の子ども
- 外国籍の子ども、外国にルーツを持つ子ども
- 障害のある子ども

この他、以下の対象からの意見聴取を予定している。

- 児童養護施設に入所している子ども
- 里親家庭で暮らす子ども
- LGBTQ の子ども
- ヤングケアラー
- 乳幼児
- 難病の子ども
- ハイティーン会議メンバー

4 実施方法

子どもの希望に合わせて、ワークショップ形式、ヒアリング形式、アンケート形式のいずれかの形式により実施した。

5 実施結果

■ 子どもが楽しいと感じることについて

- ・「習い事や部活をしているとき」や「ゲームをしているとき」、「自分の趣味の時間」という回答が多くありました。
- ・外国籍の子どもや外国にルーツを持つ子どもからは、「学校の授業を受ける時間」という回答も多くありました。

■ 子どもの居場所に関することについて

- ・「ゆっくり休むことができる場所がほしい」という声が多数ありました。
- ・遊園地やゲームセンターなど、遊べる場所を求める声もありました。

■ 子どもの困りごとや悩みごと、相談に関することについて

- ・困っているときや悩んでいるときは、「家族や先生、近くの人に相談する」という回答があった一方で、「他の人に話して大事にはしたくない」「他の人に相談しても変わらないのではないか」という思いを抱えている子どももあり、相談することに対してためらいを感じている子どもがいることが分かりました。

■ 子どもが家庭や学校、地域の中で変えたいと思うことや変わってほしいと思うことについて

- ・家庭の中で制限されていることや家庭の状況について「変わってほしい」という思いを抱えている子どもがおり、自分の気持ちや思いを保護者にうまく伝えることができていない子どもがいることがうかがえました。
- ・学校の校則について疑問や不満を感じている子どもがいました。また、意見を言う機会があったとしても、「言っても変わらない」という思いを抱えている子どももあり、聴取した意見をどう受け止め、何が変わったのかを子どもにきちんとフィードバックする仕組みの必要性があることが分かります。

6 実施における工夫や実施してみて感じたこと（各委員より）

- ・子どもの意見を正しく聴き取ることの難しさを感じた。
- ・まずは子どもに友達だと思ってもらい、その子どもに合った聴き方をしないと意見をもらうところまでたどり着けない。難しいと思ったが、非常に良い経験だった。
- ・意見聴取する子どもの周りの大人の雰囲気や、周りの大人がどのように接しているかを見ることも大切だと感じた。
- ・子どもを取り巻く周囲の大人同士が強く繋がることで、子どもの権利を保障する大切な力となると感じた。
- ・子どもを支えるスタッフがどのようなことを求めているかを聞く機会があっても良いのではないかと思った。
- ・安心できる場所、人、環境、雰囲気があるからこそ、子どもの素直な行動に表れている。そうした“間”（時間、空間、仲間、隙間）が、子どもにとっては重要であろう。
- ・基本的な質問事項は決まっているが、あまりそれに拘らず、当日の子どもたち自身の様子や、日頃から接している大人と接している時の子どもたちの様子、表情などを観察し

読み取ることが大変重要であると感じた。

- ・子どもが普段から慣れている場所で意見を聴くことで、子どもの素直な意見を引き出したと感じた。
- ・子どもながらによく考え、自分の意見を持っていることが分かった。
- ・ヒアリングを実施する子どもに合わせて自分のキャラを変えた(ため口で話すなど)。
- ・子ども目線で、子どもの発した意見をそのまま受け止めるような形で復唱することなどを心がけた。また、発言に対し「素敵だね」「すごいね」等言いながら、どんな意見もできるだけ受容するよう心がけた。
- ・聴いた意見をいつ誰に、どのように伝えるかをきちんと子どもに説明した。

中野区子どもの権利に関する条例と中間答申との対応表

		中間答申						
		1 現状と課題	2 子どもの権利保障の基本となる考え方	3 取組の方向性				4 推進体制及び取組の評価・検証
				(1) 子どもの権利に関する理解促進	(2) 子どもの意見表明・参加の促進	(3) 子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験の充実	(4) 子どもの権利侵害の防止、相談・救済	
中野区子どもの権利に関する条例	前文							
	第1条 目的		●					
	第2条 用語の意味							
	第3条 基本理念		●	●	●	●	●	●
	第4条 区役			●	●	●	●	●
	第5条 区民の役			●	●	●	●	●
	第6条 育ち学ぶ施設および団体の役			●	●	●	●	●
	第7条 事業者の役			●	●	●	●	●
	第8条 中野区子どもの権利の日			●				
	第9条 あらゆる場面における権利の保障		●	●	●	●	●	
	第10条 家庭における権利の保障		●	●	●	●	●	
	第11条 育ち学ぶ施設および団体の活動における権利の保障		●	●	●	●	●	
	第12条 地域社会における権利の保障		●	●	●	●	●	
	第13条 子どもの意見等の表明および参加		●	●	●	●		
	第14条 子ども会議			●	●			
	第15条 虐待、体罰等の防止			●	●		●	
	第16条 いじめその他の権利の侵害の防止				●			
	第17条 貧困の防止					●		
	第18条 有害または危険な環境および情報からの保護						●	
	第19条 居場所づくり				●	●		
	第20条 子どもに関する取組の推進		●		●		●	●
	第21条 子どもに関する取組の推進計画の策定							●
	第22条 中野区子どもの権利委員会の設置		●	●	●			●
	第23条 権利委員会の意見の尊重		●		●			●
	第24条 中野区子どもの権利救済委員の設置			●			●	
	第25条 救済委員の職務の執行			●			●	
	第26条 救済委員への相談等						●	
	第27条 救済委員の要請および意見の尊重等						●	
	第28条 委任							

